唐津青翔高校寄宿舎（以下「寮」という。）の運営及び入舎生（以下「寮生」という。）の生活についてはこの寮則別規定の定めるところによる。

唐津青翔高校　寮則別規程

別規程 1｜生活運用細則

第 1 条（目的）

本細則は、寮則第 5 条から第 10 条までに基づき、点呼、生活時間、清掃、洗濯、入浴、食事その他の日常生活の具体的な運用を定める。

第 2 条（朝の点呼・登校確認）

- 朝の点呼は 7:30 に行う。寮生は身支度を整え、食堂等の指定場所で確認を受ける。
- 同居人その他の寮生による代理申告は認めない。

第 3 条（帰寮確認・生活時間）

- 19:00 の夕食時に点呼を行い、帰寮・所在確認を行う。
- 門限は、19:00 とする。ただし、土曜日は21:30とする。
- 就寝・消灯の基準時刻は、23:00 とする。ただし、金曜日、土曜日については消灯時刻を設定しない運用を基本とするが、共同生活上の安全・静穏への配慮を行う。

第 4 条（清掃・共用部）

- 居室の整理・清掃は本人の責任で行う。舎監等による確認は 2 週間に 1 回程度を目安とする。
- 共用部は朝に寮生全員で清掃し、共用部への私物放置を禁止する。
- ウィークリー寮長は、共用部清掃の確認、放置私物やごみ出し忘れへの初期声かけ、共用品の残量確認を担う。

第 5 条（洗濯・入浴・ごみ）

- 洗濯機の使用は朝 6:00 から夜 22:00 までを基本とする。洗剤は寮共用とし、洗濯かご・ハンガー等は個人で準備する。
- 入浴は指定する利用時間帯の中で行い、最後の利用者は換気、水シャワー掛け等の簡易清掃を行う。
- 個室のごみは朝の清掃時に共用部へ集約し、ウィークリー寮長が回収・処分を行う。

第 6 条（食事・食材・共用品）

- 平日の夕食は「おかず弁当＋寮で炊飯したご飯」を基本とする。朝食・昼食・土日等は各自対応を基本とする。
- 炊飯は原則として寮生が行うものとし、舎監は必要に応じてその補助及び指導を行う。
- 弁当の運搬、配膳、片付け、食器・容器の処理等は寮生が行うものとし、舎監は必要に応じてその補助及び指導を行う。
- 米、最低限の基本調味料、食器洗剤、ごみ袋等は共用品として管理する。個人食材・個人調味料は記名・期限管理の上、所定場所で保管する。
- 日々の欠食による弁当キャンセルは原則行わず、残数・継続欠食等を舎監が把握し、必要時に学校へ共有する。
- 弁当事業者の正式な提供条件、共用品の購入主体・費用負担、食事可能時間、保存・廃棄基準、代替食の種類等は別途運営マニュアルで確定する。

第7条（寮生以外の立入り・宿泊）

- 寮生以外の者が寮内に立ち入る場合は、事前に学校に申請し、その承認を得なければならない。
- 寮内への立入りが認められた者であっても、居室への立入りは認めない。
- 寮内においては、保護者、親族、友人その他の者を含め、寮生以外の者の宿泊を認めない。

別規程 2｜外出・外泊・連絡等に関する規程

第 1 条（目的）

本規程は、寮則第 5 条及び第 6 条に基づき、外出、外泊、帰省、遅い帰寮、連絡不通その他の所在確認に関する連絡・届出の基本を定める。

第 2 条（門限）

- 門限後に外出する場合は、行先、帰寮予定時刻及び連絡先を届け出て舎監の了承を得るものとする。
- 部活や学校行事等であらかじめ門限を過ぎることがわかっている場合は、前日までに舎監に申し出、舎監の了承を得る。
- 当日やむを得ず門限を過ぎる場合も、舎監に申し出る。ただし、正当な理由がなければ指導の対象となる。

第 3 条（外泊・帰省）

- 外泊及び帰省は、保護者の責任及び了解のもとで認める。
- 外泊・帰省の連絡は、寮生および保護者の両者から舎監へ行うことを基本とする。
- 外泊又は帰省の際は、行先、期間及び緊急連絡先を事前に届け出るものとする。

第 4 条（帰寮未確認・連絡不通）

- 19:00 の帰寮確認で所在を確認できない場合、舎監が本人へ個別に連絡する。
- 本人と連絡がつかない場合は、舎監が保護者へ連絡して安否・所在を確認する。
- 緊急性が高い場合は舎監が学校へ即時連絡し、警察その他関係機関への連絡の判断は学校長が行う。

第 5 条（欠席・早退時の連絡）

- 朝の点呼時に、寮生が体調不良により欠席を申し出た場合、舎監は保護者に連絡し、保護者は学校に連絡するものとする。
- 寮生が体調不良により点呼に出席できない場合は、舎監が本人の体調を確認した上で、前項と同様の手続きを行うものとする。その際、舎監が異性の居室に立ち入る場合は、別規程3第5条に準じる。
- 学校から早退する場合は、学校から保護者・舎監へ連絡する。

第 6 条（記録）

- 所在確認、連絡不通その他通常と異なる状況では、連絡時刻、本人の状況、連絡相手、対応内容及び引継ぎ事項を必要に応じて記録する。
- 記録様式、保存期間、学校への即時報告・定例報告の区分は別途確定する。

別規程 3｜健康・安全・緊急時対応規程

第 1 条（基本原則）

本人の自己管理を基本としながら、安全・健康上の異常、事故・災害等が生じた場合は、状況に応じて舎監、学校、保護者その他関係者へ段階的に接続する。

第 2 条（体調不良時の対応）

- 軽度の体調不良による欠席・早退は、本人による自主的な寮内療養を基本とする。舎監の勤務時間中は必要に応じて状況確認を行う。
- 受診が必要かどうかは、寮内では舎監と保護者が相談して判断し、学校内では養護教諭の判断を基本とする。
- 受診が必要な場合は、原則としてタクシー等を利用し、保護者の了承のもと、自ら病院を受診するものとする。
- 緊急性が高い場合は、舎監又は学校職員が必要に応じて同行し、速やかに保護者へ連絡するものとする。

第 3 条（服薬・健康情報）

- 服薬は本人及び保護者による自己管理を基本とする。
- 特別な配慮が必要な場合は、入寮前又は必要が生じた時点で学校等へ申告し、対応方法を協議する。
- アレルギー等の健康情報は保護者から書面で取得し、学校が管理し、必要な範囲で食事提供事業者等へ共有する。
- 年度当初に学校指定の「保健調査票・健康状況調査票」に健康状態を記録し、学校に提出するものとする。また、健康状態に変化が生じた場合は、速やかに学校及び舎監に報告するものとする。当該調査票は保健室で原本、複写を舎監室で保管する。

第 4 条（感染症）

- 隔離可能な居室等で対応できる範囲では寮内療養とし、症状が重い場合は保護者等と相談して別途判断する。
- 感染症時の食料・生活用品の調達、買い出しは舎監が担い、これに伴い発生する実費は、入寮生本人の負担とする。
- 感染症の感染拡大が懸念される場合は、舎監と保護者が協議の上、必要な期間、一時的に離寮するものとする。ただし、自宅療養その他の対応が困難な場合は、学校及び保護者が協議の上、対応を決定する。

第 5 条（鍵・居室への立入り）

- 合鍵・マスターキーは舎監室のキーボックスで管理し、舎監が保有する。
- 生徒の安否確認、設備点検、緊急対応等で居室へ立ち入る場合は原則として本人に事前確認し、緊急時は事後に説明する。
- 舎監が異性の居室へ立ち入る場合は単独立入りを避け、同居人の同行、ビデオ通話、学校への応援要請等を活用する。
- 緊急時の正式な立入り権限は学校長が有し、鍵の管理主体は事務長が有する。

第 5 条の 2（プライバシーの保護）

- 寮生は、他の寮生の私生活を不当に撮影し、録画し、録音し、又は SNS その他の媒体へ掲載してはならない。
- 他の寮生の個人情報又はプライバシーを侵害する行為をしてはならない。

第 6 条（災害・事故等）

- 火災・地震等の緊急時は、舎監が避難指示を行い、行政の指示等に従って対応する。
- 舎監不在時には、寮生は自らの安全確保・避難を最優先し、可能な範囲で相互に安否を確認する。
- 学校及び寮は、火災、地震その他の災害を想定した避難訓練を毎年度実施するものとする。
- 舎監不在時の緊急連絡先及び連絡手順は別に定める。

別規程 4｜入退寮・継続判断・費用等に関する規程

第 1 条（入寮資格・募集）

- 入寮希望者に対し選考を行う。入寮基準は地域区分（県外生対象）・面接評価・特別な事情への配慮で選考を行う。
- 面接評価として以下の項目に重点を置く。

 ①共同生活に適応できること

 複数人で使用する居室での生活を基本とするため、他者と生活空間を共有し、必要なルールやマナーを守って生活できること。

 ②他者への配慮をもって生活できること

 生活音や共有スペースの使用、生活習慣等に配慮し、他の入寮生の生活を妨げるような行為をしないこと。

 ③互いの違いを認め、協調して生活できること

 生活習慣や考え方、性格等の違いを理解し、相手の立場を尊重しながら、必要に応じて譲り合い、協力して生活できること。

第 2 条（入寮期間・更新）

- 入寮期間等については、「佐賀県立唐津青翔高等学校寄宿舎入退舎要領」の定めるところによる。

第 3 条（生活上の課題への段階対応）

- **イエローカード**

 単発のルール違反や、繰り返しルール違反が見られる場合は、イエローカードとし、本人への指導を行う。
- **レッドカード**

 他者の生命、身体又は財産を脅かす行為等、重大な問題行動が認められる場合は、レッドカードとし、退寮を求めることがある。なお、暴力行為、いじめ、窃盗、飲酒、喫煙（電子たばこを含む。）、薬物乱用、危険物の持込みその他共同生活の安全を著しく損なう行為は、重大な問題行動として取り扱うことがある。
- **入寮継続の判断**

 入寮継続の可否については、舎監と学校が当該生徒の状況や改善の可能性等を踏まえて協議し、判断する。判断の結果については、保護者に説明・連絡するものとする。

第 4 条（退寮）

- 退寮については、「佐賀県立唐津青翔高等学校寄宿舎入退舎要領」の定めるところによる。

第 5 条（長期休業・閉寮）

- 学校閉庁日等は閉寮とする。閉寮中の寮内への滞在は認めない。

第 6 条（舎費・食費等）

- 舎費（21,000 円／月）・食費等（月～金夕食代等 700 円×20 日+2,000 円=16,000 円／月） 予定
- 納入された舎費・食費は、原則として返還しないものとする。
- 舎費・食費等の納入については、別途運用マニュアルに定める。

第 7 条（破損・紛失等の費用負担）

- 施設・設備・備品の破損・紛失が生じた場合は速やかに報告する。
- 故意又は重大な過失により施設、設備又は備品を破損し、又は紛失した場合は、原則としてその費用の全部又は一部を負担するものとする。

附則

1 この規定は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規定は、必要に応じて見直すものとする。